

2025年 7 月 29 日
沖縄電力株式会社

台風 8 号により被災されたみなさまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風 8 号により被災されたみなさまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風 8 号の被災により沖縄県が災害救助法の適用を決定した市町村において、被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、「離島等供給約款」および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱〔送配電買取〕」に基づき、下記のとおり特別措置を講じますのでお知らせいたします。

記

1. 特別措置の対象地域

島尻郡南大東村、島尻郡北大東村

※今回の災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合、または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

2. 災害救助法の適用月日

2025 年 7 月 27 日

3. 対象となるお客さま等

電気のご使用場所が特別措置の対象地域となるお客さま

電気の発電場所が特別措置の対象地域となる発電者さま

※いずれも、原則として市町村より発行された罹災証明書が必要となります。

4. 特別措置の内容

対象となるお客さま等に対し、支払期日延長、不使用日または不使用月の電気料金免除等の措置を実施いたします。

詳細は別紙をご参照ください。

別紙 1 措置内容および申込方法（お客さま）

別紙 2 措置内容および申込方法（発電者さま）

以 上

措置内容および申込方法（お客さま）

被災されたお客さまに対し、離島等供給約款に基づき以下の特別措置を適用します。

1. 特別措置の内容

（1）支払期日延長^{※1}

被災されたお客さまの 2025 年 6 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月分、8 月分および 9 月分の電気料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長いたします。

（2）不使用日の電気料金免除

【時間帯別電灯、E e らいふ、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、季節別時間帯別電力および深夜電力をご契約のお客さま】

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、2026 年 1 月末日までの間、電気を使用されない日数×4 %分を基本料金または最低月額料金より免除いたします。

（3）不使用月の電気料金免除

【定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力をご契約のお客さま】

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除いたします。

（4）工事費負担金^{※2}の免除

被災されたお客さまが電気の契約を廃止し、2026 年 1 月末日までに新たに電気の使用申し込みを行う場合は、それに要する工事費負担金を免除いたします。（ただし被災時の契約電力等を超えないこと）

（5）臨時工事費^{※3}の免除

被災されたお客さまが、再建等のため 2026 年 1 月末日までに臨時に電気を使用される場合は、それに要する臨時工事費を免除いたします。

（6）使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、2026 年 1 月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

（7）引込線、計量器等の取付位置変更工事費^{※4}の免除

被災されたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申し込みを 2026 年 1 月末日までに行う場合は、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

※1）支払期日とは、検針日の翌日から 30 日目といたします。

※2、3、4）工事費負担金、臨時工事費および取付位置変更工事費とは、お客さまからの申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

2. 特別措置の申込方法

対象となるお客さまがこの特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明書の発行申請等を行っていただき、当社へお申込みください。

<当社お問い合わせ先>

	前頁（１）～（３）について	前頁（４）～（７）について
担当部署	沖縄電力 料金センター	沖縄電力 ネットワーク受付センター
所在地	沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号	沖縄県浦添市牧港四丁目１１番３号
電話番号	0120-586-391（コールセンター） 098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のＩＰ電話	
受付時間	月～金 ８：３０～１７：００ （祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦 7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）	

以 上

措置内容および申込方法（発電者さま）

被災された発電者さまに対し、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱〔送配電買取〕」に基づき、以下の特別措置を適用します。

1. 特別措置の内容(1) 支払期日延長^{※1}

被災された発電者さまの 2025 年 6 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7 月分、8 月分および 9 月分の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長いたします。

(2) 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金免除

被災された発電者さまが、被災時から引き続きまったく電気を発電・放電されない場合には、2026 年 1 月末日までの間、電気を発電・放電されない日数×4%分を基本料金より免除いたします。

(3) 運転不能設備に対する基本料金の免除

被災された発電者さまの発電設備等の一部が運転不能となった場合は、2026 年 1 月末日までに限り、復旧までの間、その運転不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から 30 日目といたします。

2. 特別措置の申込方法

対象となる発電者さまがこの特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明書の発行申請等を行っていただき、当社へお申込みください。

<当社お問い合わせ先>

担当部署	沖縄電力 ネットワーク受付センター
所在地	沖縄県浦添市牧港四丁目 11 番 3 号
電話番号	0120-586-391（コールセンター） 098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部の I P 電話
受付時間	月～金 8：30～17：00 (祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦 7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く)

以 上